

補助の概要

◆ 目的

開設（建設）から 20 年以上経過し老朽化している特別養護老人ホーム（介護保険導入前に建設した施設に限る）・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・生活支援ハウスの大規模修繕に要する費用の一部を補助することにより、施設の維持・長寿命化、運営法人の事業の安定化及び利用者サービスの向上を図る。

また、補助にあたって、本市福祉施策に寄与することや施設の地域交流・社会貢献等の取り組みを行うことを条件とすることにより、高齢者福祉の推進、地域の重要な社会資源である各施設の公益的な機能の発揮につなげる。

◆ 内容

大規模修繕費用の一部を補助（①・②のいずれか低い額）

①対象経費（大規模修繕工事費）× 3/4（補助率）

※特別養護老人ホームの場合、開設（建設）後 20 年時点での介護保険導入（西暦 2000 年）前の期間の割合に応じて減額

上記計算式に $\times [(2000 - \text{開設（建設）年度（西暦）}) / 20]$ とする

②補助上限額：1 定員あたり 1,510 千円

- ・補 助 条 件：地域交流等の活動を行う場所を確保したうえで、介護予防・フレイル予防・福祉人材育成などに関する取り組みを複数、継続的に実施すること

◆ 補助金額算定の考え方（例）

【特別養護老人ホームの場合】

修繕工事費 2 億円、平成 4（1992）年度開設（建設）、定員 100 人、合築なし のケース

$2 \text{ 億円} \times (3/4) \times [(2000 - 1992) / 20] = 60,000,000 \text{ 円}$

上限 $100 \text{ 人} \times 1,510 \text{ 千円} = 151,000,000 \text{ 円}$ のため、補助額は 60,000,000 円

【養護老人ホーム・軽費老人ホーム・生活支援ハウスの場合】

修繕工事費 1 億円、定員 40 人、合築なし のケース

$1 \text{ 億円} \times (3/4) = 75,000,000 \text{ 円}$

上限 $40 \text{ 人} \times 1,510 \text{ 千円} = 60,400,000 \text{ 円}$ のため、補助額は 60,400,000 円

【対象外施設等と合築している場合】

対象経費（大規模修繕工事費）は、

建物全体の大規模修繕工事費 $\times$ 対象施設が占める面積比率 とする

【対象施設どうしで合築している場合】

それぞれの施設から、建物全体の修繕工事費を面積按分して申請できるものとする

その場合、施設（申請）ごとに上記補助条件をクリアすること

◆ 補助対象工事

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった居室、浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難経路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(8) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、耐震改修（これに付随して実施する大規模修繕等（天井等の非構造部材の落下防止対策等、地震被害の防止等に資するものに限る。）を含む。）、照明設備の更新等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(9) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

- (注) 1 一定年数は、おおむね 10 年とする。
 2 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。
 3 設計の不備又は工事施行の粗漏に起因したものではないこと。

◆ 補助条件

1 地域交流等の活動を行うための環境整備

項番	適用項目	実施内容	適用に係る実施の目安
①	地域交流等の活動を行うことができる「場所」の確保（整備） 【必須】	「2 地域交流や福祉人材育成などに関する取組み」の具体的活動を実施するために必要なスペース等を確保（整備） ※いずれの項目に関する整備かを明確にすること ※施設内で既に確保できている場合、同スペース等の改修、修繕等（設備の充実、備品購入等を含む。）を実施すること ※建物の制約のため施設内でスペース等の新規整備が困難な場合、既存の食堂や多目的室等を開放し、活動に必要な改修、修繕等（設備の充実、備品購入等を含む）を実施すること ※上記のほか、施設外に新たにスペース等を確保（施設外に場所を借りる等）することも可とする	それぞれの活動に必要な面積（スペース）等 例：百歳体操（1人2㎡必要、参加15名の場合） ⇒ 30㎡以上

2 地域交流や福祉人材育成などに関する取組み

項番	適用項目 【いずれか1項目必須】	実施内容	適用に係る実施の目安
②	高齢者の通いの場の会場提供	百歳体操、食事サービス、ふれあい喫茶等の開催場所の提供	月2回程度提供
③	地域住民の居場所づくり（サロン活動等）	高齢者、こども又は多世代間の居場所づくり等（②を除く。） ※開催場所は施設の内外を問わない	月1回程度提供
④	住民対象の研修や講座の開催	地域団体又はボランティアを含む住民を対象とした研修、講座等の開催（地域団体等との共催を含む。）	年2回程度開催
⑤	福祉教育	学校（学生）、住民等を対象とした福祉に関する講義、体験、交流、見学等の受入れ等	年2回程度実施

3 その他福祉事業への参画、社会貢献の取組み

項番	適用項目	実施内容	適用に係る実施の目安
⑥	市（区）役所・市（区）社協への協力	運営協議会、地域ケア会議、協議体、ワーキング等の福祉関係会議等への参画（委員就任等）	随時参加
⑦	市（区）からの事業受託	地域包括支援センター、ランチ、認知症対策等の福祉関係事業の受託	随時実施

⑧	介護予防ポイント活動登録者の受け入れ ※特養のみ	介護予防ポイント事業の受入施設として登録	月1回程度受入
⑨	ボランティア体験プログラムの提供	社会福祉施設等でのボランティア体験の実施、継続的なボランティア受入れ等	月1回程度提供
⑩	講師派遣	地域団体、各種団体、関係機関等からの講師依頼に基づく対応	年2回程度実施
⑪	災害時の受け入れ協定	福祉避難所（又は緊急入所施設）として登録（区役所と協定を締結）	災害時対応 （備蓄物品の提供等も行う）
⑫	社会福祉法人減免 ※特養のみ【必須】	協力法人として登録	随時対応

※1を必須とし、2・3のうち5項目（ただし、1の整備に係る2の取組みを必ず1つ行うこと）、計6項目の実施を最低条件とします。